

入札説明書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

設置場所 白狐公園 物件番号 1

2 入札参加申込みの受付

(1) 日時・提出期間

令和 8 年 3 月 9 日（月）～令和 8 年 3 月 19 日（木）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日を除く）

受付時間 8 時 30 分～17 時 00 分

(2) 受付場所

諏訪市役所 3 階 財政課管財契約係

(3) 提出書類（各 1 部）

同日執行の他の自動販売機入札への申し込みの際、原本を提出してある場合は、様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号以外は写しを可とする。

ア 一般競争入札参加申込書（様式第 1）（登記事項証明書又は身分証明書を添付）

イ 委任状（様式第 2）（代理人により入札する場合）

ウ 誓約書（様式第 3）（代理人により入札する場合は本人の誓約書）

エ 証明書類（発行日から 1 か月以内のもの）

<法人の場合>・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

<個人の場合>・・・住民票

オ 入札公告の日から過去 3 か年以内に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか

カ 国税、県税並びに市税の未納がないことの証明書

(ア) 国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その 3 の 3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

（その 3 の 2 未納のないことの証明）

(イ) 県税について（長野県の地方事務所が発行する納税証明書）

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと

(ウ) 市税等について ・諏訪市内の事業者にあつては、諏訪市役所税務課収納係が発行する「未納税額のない証明」

・諏訪市外の事業者にあつては、当該市町村が発行する「納税証明書」

3 現地説明の場所及び日時

日 時 令和8年3月10日(火)から令和8年3月19日(木)

(参加希望者はあらかじめ都市計画課へ連絡すること)

場 所 諏訪市四賀字山ノ免391番地1他 白狐公園

4 入札執行の場所及び日時

日 時 令和8年3月26日(木)9時10分から

場 所 諏訪市高島一丁目22番30号(諏訪市役所 5階 501会議室)

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金(諏訪市財務規則(昭和55年3月24日諏訪市規則第1号。以下「財務規則」という。)第110条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければならない。ただし、財務規則第110条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

6 入札金額

(1)入札金額は、入札公告1(3)の貸付期間中の1年間の賃借料の総額又は売り上げに対する貸付料率を記載すること。

なお、どちらの入札方法をとるかについては、以下のチェックボックスにレ点があるほうとする。

1年間の貸付料総額

売り上げに対する貸付料率

(2) 落札決定に当たっては、屋内物件は入札書に記載された貸付料率に当該料率の10パーセントの率を加算した率をもって落札料率とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望貸付料率の110分の100に相当する貸付料率を入札書に記載すること。

なお、屋外物件については、土地の貸付に当たり消費税は非課税とする。

7 入札

(1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできない。

(2) 入札は、入札書(様式第4)により提出すること。

(3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規則第112条第1号から第5号に該当する入札

- イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 郵送による入札
- オ 虚偽の事実を記載した者の入札
- カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

8 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 落札者は、予定価格以上の最高の価格をもって決定する。ただし落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない職員にくじを引かせる。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として 2 回を限度とする。）を行う。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足分を追加納付すること。

9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

10 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第 5）により、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行う。

1.1 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付すること。

1.2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、現金又は財務規則第 124 条第 2 項に定める有価証券等により納めなければならない。ただし、財務規則第 124 条第 3 項第 3 号の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (2) 前項の契約保証金は、貸付財産の明渡し完了後に還付する。ただし、未払いの貸付料等がある場合は諏訪市に対する債務を控除した残額を還付する。

1.3 この仕様書に関する問い合わせ先

諏訪市役所 建設部 都市計画課 計画・公園係 担当：宮坂

電話番号 0266-52-4141 (内線 263)